

## 明石市制限付一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、財務室契約担当の課長又は担当課長（以下「契約担当課長」という。）が主管する、明石市入札参加資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）を入札参加の対象として行う工事、コンサルタント業務、業務委託及び物品購入（以下「工事等」という。）に係る制限付一般競争入札の取扱いについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子方式案件 規則第9条の2の規定に基づき行う電子入札に係る入札案件をいう。
- (2) 郵便方式案件 規則第9条第3項の規定に基づき行う郵便入札に係る入札案件をいう。
- (3) 持参方式案件 規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき行う入札案件をいう。

### (入札の参加対象者)

第3条 制限付一般競争入札は、登録業者のうち市内に本店を置いている者（以下「市内業者」という。）を対象として行う。ただし、特殊、大規模その他高度な技術を要する工事等に係る制限付一般競争入札については、登録業者のうち市内に支店、営業所、事務所その他これに類する施設（以下「営業所等」という。）を有し、かつ、当該営業所等において契約締結の代理人を置く旨の登録を行っている者（以下「準市内業者」という。）についても対象とすることができる。

2 前項ただし書の規定により準市内業者を対象としてもなお入札に参加できる者の数が少ない入札案件である場合は、市内業者及び準市内業者以外の登録業者を対象とすることができる。

### (入札の公告)

第4条 市長は、制限付一般競争入札を行うときは、規則第5条第1項に規定する事項を市のホームページに掲載することにより公告するものとする。

### (再度公告入札)

第4条の2 市長は、再度公告入札を行う場合において公告期間を短縮するときは、

初度の入札内容からの変更は必要最小限にしなければならない。

(入札の方法)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる入札案件に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより入札をしなければならない。

(1) 電子方式案件 電子情報処理組織を利用して入札を行うことができる入出力用プログラムで市長が指定するものを用いて、入札参加者の使用に係る電子計算機から、入札金額その他別に定める事項に係る情報（以下「入札情報」という。）を入力し、公告で定める期間内に、市長が指定する電子計算機（以下「入札サーバー」という。）に送信しなければならない。この場合において、当該入札情報が電子認証（当該入札情報が当該入札参加者の作成に係るものであることを確認するための措置として市長が指定するものをいう。）を受けた上で、入札サーバーに備えられたファイルに記録された時に、入札情報が市に到達したものとみなす。

(2) 郵便方式案件（専用封筒を使用するもの） 入札書及び公告において提出を求められた書類（以下「入札書等」という。）を契約担当課長が指定する専用封筒を使用し、書留郵便その他発送及び到達の事実を証明することができる郵便により、公告で定める期間内に、財務室（明石郵便局留）に郵送しなければならない。この場合において、当該入札書等が封入された専用封筒が明石郵便局に到達した時に、当該入札書等が市に到達したものとみなす。

(3) 郵便方式案件（専用封筒を使用しないもの） 入札書等を書留郵便その他発送及び到達の事実を証明することができる郵便により、公告で定める期間内に、財務室に郵送しなければならない。

(4) 持参方式案件 入札書を封筒に入れ、公告に定めた入札の場所に持参して直接契約担当課長に提出しなければならない。ただし、書留郵便による入札書の提出が認められた場合は、公告に定めた期間内に契約担当課長宛に郵送しなければならない。

2 市長は、入札案件ごとに、電子方式案件又は郵便方式案件を指定する。ただし、これらのいずれにも適さない場合においては、持参方式案件とすることができる。

(開札)

第6条 開札は、政令第167条の8の規定に基づき行うものとする。

2 市長は、開札の後遅滞なく、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者から順に、当該入札に係る参加資格その他公告で定めた入札条件（以

下「参加要件」という。)を満たすか否かについて審査(以下「資格審査」という。)し、当該資格審査において最初に参加要件を満たした者(以下「落札となるべき者」という。)をもって落札者とするものとする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定するものとし、この場合におけるくじの執行方法及び落札者の決定方法については、別に定めるものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長は、当該落札となるべき者の価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者から順に資格審査し、最初に参加要件を満たした者(以下「次順位適格者」という。)をもって落札者とする事ができる(低入札価格調査制度)。

4 第2項本文及び前項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、落札となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者から順に資格審査し、最初に参加要件を満たした者をもって落札者とする事ができる(最低制限価格制度)。

5 第3項の規定は、次順位適格者について準用する。

6 市長は、第2項、第3項又は第4項の規定により、参加要件を満たさないと判断された入札参加者に対しては、速やかにその行った入札が無効であった旨を通知するものとする。

7 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度の入札を1回に限り行うことができる。ただし、入札の公告において予定価格を公表している入札を除く。

(入札の延期又は中止)

第7条 市長は、次の各号に該当する入札について、入札の延期又は中止をすることができる。

(1) 入札参加者がいない入札

(2) 入札参加要件を満たす者がいない入札

(3) 前条第3項又は第4項の規定に基づき落札者を決定する場合において、予

定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者又は予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいない入札

(4) 不正その他の理由により競争の実益がないと認められる入札

(5) 天災地変その他やむを得ない理由が生じたとき

(設計図書)

第8条 入札参加者は、設計図書（仕様書、図面その他の書類をいう。以下同じ。）を公告に定められた方法により入手しなければならない。

2 設計図書を入手するために要する費用は、入札参加者の負担とする。

3 設計図書に関する質問に対しては、その回答を市のホームページに掲載する。

(入札結果の公表)

第9条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに入札参加者の入札金額、落札者及び落札金額を市のホームページに掲載するとともに、財務室において閲覧に供することにより公表するものとする。

(落札者への通知)

第10条 市長は、落札者を決定したとき、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(契約担当課長以外の課長等が主管する入札案件の取扱い)

第11条 契約担当課長以外の課長等が主管する入札案件において制限付一般競争入札を行う場合は、この要綱に準じて実施するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年7月23日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

(明石市郵便応募型指名競争入札実施要綱の廃止)

2 明石市郵便応募型指名競争入札実施要綱（平成14年7月12日制定）は、廃止する。

附 則（平成20年1月7日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日制定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日制定）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日制定）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日制定）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。